

# かしま交流センター及び真野交流センター施設利用ガイドライン

## —新型コロナウイルス感染症対策—

鹿島区地域振興課

### 1 趣 旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、利用者及び施設管理者の安心・安全を確保するため、「新しい生活様式」の実践を図りながら、かしま交流センター・真野交流センターで実施する事業及び施設の利用について、基本的な考え方を示すものです。

なお、国、福島県及び市の対策本部（以下「国県等」という。）より新たな指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しを図ります。

### 2 期 間

令和2年6月8日～7月31日まで

#### 【新しい生活様式】（実践例）

##### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

##### **感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い**

- ①人との距離は、できるだけ2 m空ける
- ②会話をする際は可能な限り真正面を避ける
- ③外出時、屋内にいる時や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ④手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

##### (2) 日常生活を意欲む上での基本的な生活様式

- ①まめに手洗い、手指消毒
- ②咳エチケットの徹底
- ③こまめに換気
- ④身体的距離の確保
- ⑤「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- ⑥毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

### 3 かしま交流センター・真野交流センター施設利用についての取り扱い

感染拡大を予防する「新しい生活様式」に基づく、適切な感染予防対策が講じられることを前提に、利用を許可するものとします。

### (1) 安全確保のために確認する事項

利用者の安全を確保するため、次の項目については必ず確認を行います。

- ① 利用者の体調確認。なお、発熱等の風邪の症状が見られる方の利用を制限する。
- ② 別添「チェックシート」により、施設を利用する際の遵守事項について、再確認を促す。
- ③ 感染発生時に備え、施設利用者の情報把握に同意し、必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供に同意できること。

### (2) 施設利用者が遵守すべき事項

利用者の安全を確保するため、以下のことを遵守していただきます。

- ① 多くの人の手が届く距離に集まらないよう、お互いの距離を2m（少なくとも1m）の距離を確保し、活動する。
- ② 息が上がる激しい活動、声を発する活動の際は、より一層距離を確保する。
- ③ 飛沫を発生させないように、工夫する。
- ④ 対面での会話は控える。
- ⑤ 換気を徹底し、部屋に換気扇がついている場合は、常時換気扇で換気する。
- ⑥ 1時間に1度窓を開け、10分程度の換気を行う。
- ⑦ 各施設における定員を遵守する。  
※各部屋の通常利用時定員のおおむね「1/2」として、算出する。
- ⑧ 利用後は、利用した部屋の清掃、使用物品等の消毒を必ず行う。

### (3) 職員等の安全確保のために実施すること

職員等の安全を確保するため、以下のことを実施します。

- ① 職員等に対し、定期的な検温や健康記録を促し、平熱よりも+1度以上の熱が高い記録場合や、体調がすぐれない場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を施設内・職員内で記録する。
- ② 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ③ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

### (4) 施設管理について

感染拡大防止のため、以下のことを実施します。

- ① 清掃、消毒、換気をこまめに実施する。
- ② 利用した施設の清掃、消毒、換気を実施する。特に、ドアノブ、椅子、テーブル等の共用部分について、アルコール消毒を実施する。
- ③ 清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ④ 清掃やごみの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

#### 4 かしま交流センター・真野交流センターで実施する事業についての取り扱い

感染拡大を予防する「新しい生活様式」に基づく、適切な感染防止策が講じ、イベント・講座等（以下「イベント等」という。）を実施するものとします。

なお、イベント等について、十分な対策ができないと判断される場合は、中止又は延期するものとします。

また、市が直接、主催者とならないイベント等についても、同様の取り扱いとし、主催者に対して、開催の自粛を促します。

##### (1) 中止又は延期を検討すべきイベント・講座等について

次のいずれかに該当し、濃厚接触により飛沫感染又は接触感染の可能性が高いものは、国県等より新たな感染拡大防止対策が示されるまで、原則として中止又は延期とします。

なお、中止又は延期となるイベント等の判断基準は以下のとおりです。

###### 【6月1日～6月18日までの中止又は延期を検討すべきイベント等】

- ① 屋内で100人を超えて、かつ収容定員の半分以上が集まるイベント等
- ② 屋外で200人を超えて、かつ人と人との距離が2m確保できないイベント等
- ③ 5月25日に緊急事態措置が解除された都道府県からの参加者が見込まれる場合
- ④ 感染拡大の兆候やイベント等でクラスターの発生があった場合
- ⑤ 感染拡大防止対策が十分に対応できない場合
- ⑥ 不特定多数の参加者が見込まれる場合

###### 【6月19日～7月9日までの中止又は延期を検討すべきイベント等】

- ① 屋内・屋外ともに1,000人を超える場合
- ② 屋内にあっては、①の要件に加え、施設定員の1/2程度を超える場合

###### 【7月10日～7月31日までの中止又は延期を検討すべきイベント等】

- ① 屋内・屋外ともに5,000人を超える場合
- ② 屋内にあっては、①の要件に加え、施設定員の1/2程度を超える場合

##### (2) イベント等開催時の留意点

上記を考慮し、なおイベント等を実施する場合は、以下のことに留意し、実施するものとします。

- ① 発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）のある方は参加を自粛するよう事前に周知する。
- ② 会場入り口に、手指消毒の資材を配置する。
- ③ 会場入り口で、マスクの着用を促す。なお、マスク未着用者のための予備のマスクを準備し、着用を促す。
- ④ 会場内の換気や多くの方が触れる場所（ドアノブ等）の消毒について、イベント

等開催中に必要回数実施する。

- ⑤ 飲食は行わない。
- ⑥ 石鹸による手洗い、咳エチケットを励行する等の注意事項をアナウンスする。
- ⑦ 感染発生時に備え、参加者の情報収集を行うとともに、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることを事前に周知する。

### (3) イベント等に従事する職員及び主催者側スタッフの感染防止策について

イベント等に従事する職員及び主催者側スタッフ（以下「スタッフ等」という。）の感染防止策として、以下のことに注意し、実施するものとします。

- ① 原則、イベント等の運営に必要な最小限の人数で運営を行う。
- ② マスクの着用や手指消毒を徹底する。
- ③ 自宅で検温を行うこととし、平熱よりも+1度以上の熱が高い場合は自宅待機とする。
- ④ スタッフ等の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ⑤ スタッフ等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

### (4) イベント等運営・施設管理について

感染拡大防止のため、以下のことを遵守し実施することとします。

- ① イベント等の会場入り口に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫を行う。
- ② イベント等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- ③ 座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ④ 参加者及びスタッフ等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ⑤ 利用した施設の清掃、消毒、換気を実施する。特に、ドアノブ、椅子、テーブル等の共用部分について、アルコール消毒を実施する。
- ⑥ 清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ⑦ 清掃やごみの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

## 4 ガイドラインの改正について

このガイドラインは、感染症の発生動向等を踏まえ、改正します。